

## いじめ防止対策会議設置要綱

山口大学教育学部附属光中学校

- 第1条(名称) 本会は、山口大学教育学部附属光中学校いじめ防止対策会議と称する。
- 第2条(目的) 本会は、いじめ防止等の対策のための組織として設置し、いじめの防止等に関する具体的措置について協議するとともに、その方策を実効的に実施することを目的とする。
- 第3条(組織) 本会の委員は、次に掲げる者のうちから、校長が委嘱または任命する。  
ア 学校の教職員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年の主任または生徒指導担当、養護教諭）  
イ 学識経験を有する者（教育学部教員、臨床心理士、社会福祉士等）  
ウ その他関係者（学校運営協議会、PTA会長、教育学部事務局職員）  
2 前項のアによる会議を基本として開催し、必要に応じて前項イ・ウに出席を依頼する。  
3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条(役員) 本会に、以下の役員を置く。  
ア 会長（1名）  
イ 副会長（1名）
- 第5条(役員の職務) 前条の役員の職務は、以下の通りとする。  
ア 会長は、会議を主催し、会議を招集する。  
イ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在等の時はその職務を代理する。  
2 会長は、校長をもって充てる。  
3 副会長の選任方法は、会員の互選による。
- 第6条(事務局) 本会の事務局は、山口大学教育学部附属光中学校内に置き、教頭、生徒指導主任がこの任にあたる。
- 第7条(活動内容) 本会の主な活動内容は、以下の通りとする。  
ア 生徒の状況に関する実態把握。  
イ いじめの防止等に関する意見交換、具体的対策の協議。  
ウ いじめの防止等に関する具体的対策実施。  
エ その他、本会の目的を達成するために必要と考える活動。
- 第8条(雑則) 本会の運営に係るその他必要事項については、委員の協議によって決定する。

附則 この規則は、平成25年6月28日の「いじめ防止対策推進法」の公布日より施行し、平成25年9月28日より適用する。

(平成31年4月1日 一部改正)

(令和2年4月1日 一部改正)